

かんざきししゅわげんご ふきゅうおよ しょう とくせい おう
神 埼 市 手 話 言 語 の 普 及 及 び 障 がい の 特 性 に 応 じ た
こ み ゆ に け ー し ょ ん しゅだん りよう そくしん かん しょうれい (あん)
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 手 段 の 利 用 の 促 進 に 関 す る 条 例 (案)

しゅわ おんせいげんご こと どくじ ぶんぼうたいけい も しゅし うご
手話は、音声言語とは異なり、独自の文法体系を持ち、手指の動きや
ひょうじょうなど しかくてき ひょうげん げんご しゅわ しゃ
表情等により視覚的に表現する言語である。手話は、ろう者の
こ み ゆ に け ー し ょ ん ひつようふかけつ なが
コミュニケーションにとって必要不可欠なものであるが、長きにわた
り手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用すること
とができる環境が十分に整えられてこなかったことなどから、ろう
しゃ ひつよう じょうほう え こ み ゆ に け ー し ょ ん はか むづか
者は、必要な情報を得ることやコミュニケーションを図ることが難
しく、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

しょう しゃ けんり かん じょうやく しょう しゃきほんほう
また、障がい者の権利に関する条約や障がい者基本法において、
しゅわ げんご い ち づ しゅわ たい りかい じゅうぶん すず
手話は言語として位置付けられたが、手話に対する理解は十分には進
んでいない現状である。あわせて、手話、要約筆記、点字などの障がい
の特性に応じたコミュニケーション手段への理解や普及も十分に
は進んでおらず、日常生活や社会生活を営む上で、不便や不安を感じ
ている人は少なくない。このような状況の中、障がい者による情報
の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律が施行
され、全ての障がい者が必要な情報を取得し、相互理解を深めること
とができる環境を整備することが求められている。

ふ げんご しゅわ りかい そくしんおよ しょう
これらを踏まえ、言語としての手話への理解の促進及び障がいの
とくせい おう こ み ゆ に け ー し ょ ん しゅだん りよう そくしん はか
特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図ることにより、
しょう う む すべ しみん たが じんかく こせい
障がいの有無にかかわらず、全ての市民がお互いの人格と個性を
そんちょう ささ あ だれ あんしん く きょうせいしゃかい
尊重し支え合う、誰もが安心して暮らすことができる共生社会の
じつげん め ざ しょうれい せいいてい
実現を目指して、この条例を制定する。

もくてき
(目的)

だい じょう しょうれい げんご しゅわ りかい そくしんおよ しょう
第 1 条 この条例は、言語としての手話への理解の促進及び障がいの
とくせい おう こ み ゆ に け ー し ょ ん しゅだん りよう そくしん きほんりねん
特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進について基本理念
を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするととも
に、市が推進する施策の基本的事項を定めることにより、障がいの有無
にかかわらず、すべ しみん そうご じんかく こせい そんちょう ささ あ
全ての市民が相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
の じつげん き よ もくてき
実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病その他の心身の機能の障がいをいう。
- (2) 合理的配慮 社会的障壁を取り除くために何らかの対応が必要とされる場合に行う、負担が過重ではなく合理的な対応をいう。
- (3) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段 手話言語、要約筆記、筆談、字幕、点字、指点字、音訳、拡大文字、代読、代筆、平易な表現、写真、絵図、絵文字、記号、身振り、手振り、口文字、透明文字盤、代用音声（喉頭摘出等により使用するものをいう。）、重度障がい者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ等の情報機器その他の障がい者が情報の取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として利用されるものをいう。
- (4) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）、盲ろう者向け通訳、介助員その他の障がい者の意思疎通の支援を行う者をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で活動する団体をいう。
- (6) 事業者 市内に事業所又は事務所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 言語としての手話への理解の促進及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し支え合うことが重要であるとの認識の下に行うものとする。

2 手話言語の普及は、手話が独自の文法体系を有する言語であって、ろう者が日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行うものとする。

3 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、障がい者の自立した日常生活及び社会生活を確保する上で重要である

ことから、その^{せんたく}選択の^{きかい}機会の^{かくほおよ}確保及び^{りよう}利用の^{きかい}機会の^{かくだい}拡大が^{はか}図られることを^{きほん}基本として^{おこな}行うものとする。

(市の責務)

第4条 市は、^{ぜんじよう}前条に^{きてい}規定する^{きほんりねん}基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、^{げんご}言語としての^{しゅわ}手話への^{りかい}理解の^{そくしんおよ}促進及び^{しゅわ}手話の^{ふきゅう}普及を図るとともに、^{しょう}障がいの^{とくせい}特性に応じた^{おう}コミュニケーション^{こみゆにけーしょん}手段の^{しゅだん}利用の^{りよう}促進に関する^{かん}施策を^{しさく}推進するものとする。

2 ^{ぜんこう}前項の規定による^{きてい}施策の^{しさく}推進に^{すいしん}当たっては、^あ関係団体、^{かんけいだんたい}県等と^{けんなど}連携を^{れんけい}図るものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、^{きほんりねん}基本理念に対する^{たい}理解を^{りかい}深め、^{ふか}前条の規定により^し市が^{すいしん}推進する^{しさく}施策に^{きょうりよく}協力するよう^{つと}努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、^{きほんりねん}基本理念に対する^{たい}理解を^{りかい}深め、^{ふか}第4条の規定により^し市が^{すいしん}推進する^{しさく}施策に^{きょうりよく}協力するよう^{つと}努めるとともに、^{しょう}障がいの^{ひと}ある人が^{しょう}障がいの^{とくせい}特性に応じた^{おう}コミュニケーション^{こみゆにけーしょん}手段の^{しゅだん}利用^{りよう}できるように^{ごうりてきはいいりよ}合理的配慮に^{つと}努めるものとする。

(施策の推進方針)

第7条 市は、^{だい}第4条に^{きてい}規定する^{せきむ}責務を^は果たすため、^{つぎ}次に^{かか}掲げる^{しさく}施策を^{すいしん}推進するものとする。

- (1) ^{しゅわげんご}手話言語に対する^{たい}理解の^{りかい}促進及び^{そくしんおよ}手話言語の^{しゅわげんご}普及^{ふきゅう}
- (2) ^{しょう}障がいの^{とくせい}特性に応じた^{おう}コミュニケーション^{こみゆにけーしょん}手段の^{しゅだん}普及^{ふきゅう}
- (3) ^{しょう}障がいの^{とくせい}特性に応じた^{おう}コミュニケーション^{こみゆにけーしょん}手段を^{せんたく}選択でき、^{りよう}利用し^{かんきよう}やすい^{せいび}環境の整備
- (4) ^{しょう}障がいの^{とくせい}特性に応じた^{おう}コミュニケーション^{こみゆにけーしょん}手段による^{じょうほうはっしん}情報発信^{およ}及び^{じょうほうていきよう}情報提供^{さいがい}（^{ほかひじょうじたい}災害その他非常事態の場合を含む。）
- (5) ^{こみゆにけーしょん}コミュニケーション^{しえんしゃ}支援者の^{かくほおよ}確保及び^{ようせい}養成
- (6) ^{ぜんかくごう}前各号に掲げるもののほか、^{かか}市長が^{しちよう}必要と^{みつよう}認める^{みと}施策^{しさく}

(^{いにん}委任)

^{だい}第8条 ^{じょう}この^{じょうれい}条例に^{さだ}定めるもののほか、^{ひつよう}必要な^{じこう}事項は、^し市長が^{べつ}別に^{さだ}定める。